

議第28号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の4」を「10,000分の3.8」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。